

## 富士山南東消防組合最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、組合が発注する工事又は製造その他の請負契約（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（同政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び富士山南東消防組合契約規則（平成28年富士山南東消防組合規則第28号。以下「契約規則」という。）第16条（同契約規則第24条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低制限価格制度の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする工事等)

第2条 この要領の対象とする工事等は、富士山南東消防組合低入札価格調査制度実施要領の適用を受けない競争入札による工事等とする。ただし、富士山南東消防組合建設工事等業者指名委員会規程（平成28年富士山南東消防組合訓令第7号）で定める富士山南東消防組合建設工事等指名委員会が最低制限価格制度の適用を不相当と認める場合は、この限りでない。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、契約規則第9条第1項の「低入札調査基準価格」を同条第2項のとおり準用し、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

4 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、最低制限価格制度が適用される工事等の競争入札を行う場合は、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし落札者とししないものとする。

(入札結果の整理)

第6条 前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。